

搾取的契約からの経済レントが悪化させる経済的不平等

Economic Inequality Exacerbated by Economic Rents from Exploitative Contracting

原 嶋 耐 治
HARASHIMA Taiji

〈要 旨〉

契約理論によれば、恐らく巨額の搾取的契約 (Exploitative contracting) が広範にわたって行われており、その結果として巨額の経済レントが生じていると考えられている。本論文では、この経済レントの源淵が流動性知能 (Fluid intelligence) の非均一性にあり、正直性 (Honesty) の非均一性がその状況を悪化させていることを示す。情報の非対称性や非合理性が存在しなくても、そして、何れの経済主体も悪意を持たず正直な存在であったとしても、その経済取引において犯す「過誤」から経済レントが生じる。或る家計或いは家系は他の家計或いは家系よりも高い確率でこうした経済レントを持続的に得ることが出来る。その結果として、極端な経済的不平等が生じてしまう可能性が生まれる。このことは、経済的不平等を自然と悪化させる機序が経済の中に予め備え付けられていることを意味する。したがって、この経済レントのもたらす負の効果を除去するために、家計間で適切に所得再分配を行うという形での政府による経済活動への介入が必要不可欠なものとなる。

JEL Classification: D33, D63, D86, E25, H23

〈キーワード〉

経済レント, 契約, 搾取的契約, 不平等, 流動性知能

はじめに

搾取的契約 (Exploitative contracting) は契約理論における重要な研究テーマの一つとなっている (例えば, DellaVigna and Malmendier, 2004; Laibson and Gabaix, 2004; Gabaix and Laibson, 2006; Heidhues and Köszegi, 2010; Köszegi, 2014)。こうした研究から、もし経済主体が経済取引における意思決定に関して非均質な存在であるならば (例えば, 純真な (Naïve) 消費者とすれた (Sophisticated) 消費者), 市場において競争が行われているからといって、それにより純真な消費者がその認知バイアス, 誤り, 間違い, 過誤から十分に守られるという訳ではないことが分かってきた。したがって、或る経済主体が搾取的契約から経済レントを得る一方で、他の経済主体は搾取されるということが十分に起こり得る。実際のところ、このような行動に関して経済主体が非均質な存在である可能性はかなり高い。したがって、現実の経済において、搾取的契約からの巨額の経済レントが広範にわたって生じていると考えて良いであろう。

搾取的契約の存在は、経済レントが生み出されていること、すなわち、或る経済主体がその生産費用を上回る要素所得を得ていることを意味している。それは、同時に、他の経済主体がこの経済レントに相当する損失を被っていることを意味する。この経済レントは二つの重要な帰結をもたらす。一つは非効率であり、もう一つは不平等である。本論文では、このうち特に不平等の問題に絞って考察を行っていくこととする。

契約理論においては、多くの場合、搾取的契約が生じる主な理由として情報の非対称性と非合理性 (或いは、限界合理性) が取り上げられる。しかし、上記のように、搾取的契約が生じる本源的な理由は経済主体の非均質性にある (例えば, 純真な消費者とすれた消費者)。何故経済主体は非均質なのであろうか。それは恐らく人々の知性、特に流動性知能 (Fluid intelligence) が非均一であるからであろう。Cattell (1963, 1971) によれば、流動性知能とは「以前に獲得した知

識だけに頼らずに、論理的に考察することによって新規の問題を解く能力」である。心理学や計量心理学では、以前よりこの流動性知能の重要性が強調されてきた。

非均質性の淵源にはもう一つの可能性が考えられる。それは人々の性格が異なる、特に、「正直さ」に関して異なる性質を持つことに起因するという可能性である。この観点は、契約における交渉が一種のゲーム、試合であることを考えると重要な点であると考えられる。もし全ての主体が常に正直であるならば、搾取的契約がなされることはなく、よってそれに起因する経済レントも発生することはないであろう。何故なら、正直な主体は、相手から搾取するということを考えもしないであろうからである。しかし、一方で、誰もが、それがどのようなゲーム、試合であろうと、やるからには勝ちたいという思いを強く持つであろう。そのため、必ずしも全ての人が正直であるとは限らず、中には正直でない行動をする人が存在するであろう。このような正直でない行動をする人々は、正直でないだけでなく積極的に搾取的契約によって得られる利益を得るように行動する可能性が高いかもしれない。

本論文では、この搾取的契約という現象をより広い観点から検討する。すなわち、搾取的契約そのものだけでなく、経済取引において経済主体が犯す「過誤」をも含めて考察する。ここで言う「過誤」は、例えば、家計が或る商品をその「生産費用+正常な利幅」よりも高い価格で購入すること、或いは、労働者がその限界生産性から見て適切と考えられる賃金よりも低い賃金を受け入れること等を意味している。商取引においては、過誤がより少ない経済主体がいわば「勝ち」、より多い経済主体は「負ける」ことになる。そのため、経済主体の中には、意図的に相手の過誤を誘ってでも勝とうとするものが現れるかもしれない。いずれにせよ、その勝者は経済レントを得ることが出来る。

本論文のモデルでは、人々の間に流動性知能の相違があるため、商取引において過誤を避ける能力にも相違が生じることになる。過誤に起因する経済レントは搾取的契約に起因する経済レントも包含しているのであるが、契約理論における純真及びすれた消費者は、それぞれ流動性知能が低い消費者と高い消費者に対応するとも考えられる。或いは、これらの消費者は、それぞれより正直な消費者とより不正直な消費者に対応しているのかもしれない。もし流動性知能が経済主体間で非均一であるならば、仮令如何なる経済主体もが悪意を持たず常に正直であるのだとしても、商取引における過誤に起因する経済レントが発生する。このことは、過誤に起因する経済レントの根源的な源は、正直さではなく流動性知能の非均一性にあることを意味する。もっとも、正直さの非均一性にその根源的な源がないとしても、流動性知能の非均一性によって生じる問題を増幅、悪化させるという点で、正直さの非均一性は重要な役割を担っている。

人々の間で流動性知能は非均一であると考えられている。したがって、殆どの場合、商取引は異なる流動性知能を持つ経済主体の間で行われることになる。このことが意味することは、過誤から生じる経済レントが幅広く経済活動全般にわたって生じており、全体としてみればそれは巨額なものとなっているということである。さらに、他の家計や家系よりも高い確率で「持続的」に経済レントを得ることが出来る家計や家系が存在するものと考えられる。何故なら、流動性知能は、人々の間で異なるものが外生的に与えられると考えられるからである。この持続性の存在は或る深刻な問題を引き起こす。原嶋(2021)及びHarashima(2020b)が示すところでは、もし持続的な経済レントが存在するならば、政府が適切に介入しない限り、経済的不平等は極端な水準まで悪化してしまう。つまり、流動性知能が人々の間で均一でないことは、経済的不平等を自然と悪化させる機序が経済の中に予め組み込まれていることを意味する。

本論文のモデルの示すところでは、これらの経済レントのもたらす負の効果を除去し、極端な経済的不平等に陥ることを防ぐために、政府は適切に経済活動に介入しなければならない。ただし、政府は、それを規制の強化で行うのではなく、寧ろ家計間で、例えば累進所得税、相続税を用いて、適切に所得再分配を行うことで行うべきである。

第1章 商取引における過誤と経済レント

第1節 過誤

1 過誤と勝敗

商取引においては、まず当事者間で交渉が行われ(例えば、互いに条件を提示し合う)、その後順調にいけば合意・契約に至ることになる。さて、こうして至った合意の時点では、双方ともそれぞれ自分の方がこの取引に「勝った」、或いは、少なくとも「引き分けた」と思っているはずである。仮にこの取引に「敗者」がいたとしても、それは自分ではなく相手の方だと思っているはずである。一方で、第三者が客観的にみた場合の敗者というものも存在するであろうし、それは通常相手より多くの過誤を犯した方であろう。もっとも、この客観的な敗者が自分には実際には負けたのだと理解出来るまでには或る程度時間を要するであろうし、場合によっては、未来永劫負けたと認識することはないかもしれない。

将棋や碁或いはチェスの試合で考えてみよう。棋士は試合に勝つために常に全力を尽くすであろうが、必ずしも常に最善の手を打てるとは限らない。間違った手を打つことも少なくないであろう。もし、或る棋士の打つ手が平均してみると対戦相手の打つ手より過誤がほんの僅かであっても少ないならば、その棋士が勝つ確率は高くなるであろう。棋士の間の技量の差が殆どない場合でも、平均すれば一方が他方よりも多く勝つことになる。同じような性質は商取引においても存在するであろう。さて、或る経済主体は他の経済主体よりもより多く過誤を犯す状況は普通に存在するものと考えられる。つまり、一般に経済主体の間で過誤を犯す確率に差異があると考えられる。商取引においては、より少ない過誤しか犯さない経済主体はより多く犯す経済主体よりも多く勝つことが出来る。そのため、将棋や碁或いはチェスの場合と同じく、仮令過誤を避ける能力に殆ど差がないような場合でも、或る経済主体は他の経済主体よりも多く勝つことになる。

2 過誤を犯す理由

しかし、そもそも何故経済主体は商取引において勘違いや誤解をし、過誤を犯すのであろうか。その一つの理由として、商取引において処理しなければならない情報の種類と量が、価格や品質に関する情報のみならず関係する様々な多岐にわたる（例えば、契約内容の詳細や競合他社の類似商品の情報）膨大なものであるため、家計や労働者の頭が少なからず混乱してしまうことが考えられる。例えば、消費者は、商品を購入する時、分割払いや追い払いの条件等の支払い条件も含め他の多くの関係する情報を処理する必要がある。同じく、労働者は、雇用契約を結ぶ時、その雇用条件、賞与、福利厚生、将来の昇進機会、さらには企業の将来性まで十分に考慮する必要がある。消費者や労働者は、こうした情報を全て十分に考慮した上で提示された内容が受け入れられるものであるか判断しなければならない。つまり、非常に複雑な要素が様々に溢れて存在している環境の中で判断を下さなければならない。問題の複雑さは、混乱や誤解さらには過誤をもたらず重要な要素の一つであることは確かであろう。

3 錯誤を招く行為

商取引はそれが複雑なものであるが故に、搾取の機会には少なからず存在し得る。意図的に相手の錯誤を誘い、それよって生ずる過誤から最大限の利益を得ようと思っている輩も少なくないはずである。例えば、実際にはその価格が示す程の価値はない商品であっても、巧言に釣られて買ってしまう人もいるだろう。また、限界生産力から想定される賃金水準よりも低い賃金であっても、何とか言いくるめられてその賃金で妥協してしまう労働者もいるであろう。この場合、勝者は、巧いこと買い手や労働者に錯誤・誤解を生じさせることが出来た売り手と経営者ということになる。誇張表現、はったり、嘘、偽情報等の手段が、程度の差はあれ、日常的に普通に用いられていることは間違いない。逆に言えば、非常に多くの人が日常的に商取引の場で意図的に錯誤・過誤に陥らされていると言える。

他者を意図的に錯誤させる、或いは、他者に誤解させ過誤を誘うような行為の多くは非合法とされているかもしれないが、それらと類似の行為であっても合法となっているものも少なくないかもしれない。さらに、法執行力が弱い故に、形式的には非合法であっても実際上合法と同じようになっているものも少なくないであろう。本論文では、その行為が形式的であれ実質的であれ、実際上当局によって取り締まられていない行為の中で、意図的に他の経済主体の錯誤を誘う、或いは、その誤解を招きその過誤を誘うような行為のことを、「錯誤行為」と呼ぶこととする。

第2節 経済レント

商取引における勝者は、或る物を獲得するために要する費用を上回る収益を取得し得るという意味で、経済レントを得ることが出来る。同時に、敗者は、本来得ることが出来るはずであった利得より少ない利得しか得られない。例えば、もしその提示されている価格が示す価値より低い価値しか有しない商品を巧いこと売り捌くことが出来れば、その売り手は経済レントを手に入れることが出来る。また、限界生産性が示す賃金水準より低い賃金水準で従業員を巧いこと納得させることが出来たならば、その経営者は経済レントを得ることが出来る。仮令それが錯誤行為によるものであったとしても、経済レントを手に入れることが出来る。

第2章 過誤生起の非均一性と流動性知能

もし過誤を犯す確率が全ての経済主体間で同一であるならば、過誤は経済的不平等と無関係である。何故なら、全ての経済主体において、平均すれば、過誤から生じる利得は相殺されて零となってしまうからである。しかし、現実には、ほ

ば確実に過誤を犯す確率は人々の間で異なっていると考えられる。したがって、過誤が経済的不平等に大きな影響を及ぼす可能性は十分に高いことになる。

第1節 想定外の問題と過誤

殆どの商取引はそれが複雑というだけでなく、一回限りのものという特徴も持つ。そのため、新たな取引を始める毎に、取引を取り巻く環境や条件は様々に、そして想定外に異なるものとなる。さらに、取引には様々な形で曖昧さや予測不可能性が付きまとう。そのため、交渉の場においては、例えば以下のような状況が生じるであろう。

- 様々な理由で、購入希望者に提示される価格は時間とともに変化し、その都度異なる値となる。
- 購入時点では、品質は完全に検証されたものでなく、完全には保障されない。
- 競合商品との間の品質や機能の相違を、購入者は容易には判断出来ない。
- 支払い方法や期日は、取引毎に異なる。
- 同一商品であっても、その販売に際しての条件は取引毎に異なり、時にそれは複雑なものとなる。
- 労働者は、雇用契約を結ぶ時点で、そこにおける労働条件を完全かつ正確に理解している訳ではない。
- 求職者にとって、その入社を希望する会社の将来性には程度の差こそあれ不確実性が存在する。

このため、各経済主体は、取引に合意する前に、提示された内容や条件を様々な側面から十分に検討し、それらをまとめて総合的に判断する必要がある。

このように複雑な交渉の過程において過誤を犯さないためには、正確にかつ徹底的に提示された内容や条件に隠されているかもしれない問題点を事前にしっかり見つけ出すことが必要とある。そのためには高い知能が必要であることは間違いないであろう。しかし、どのような種類の知能が必要なのであろうか。商取引における交渉は極めて複雑なものであることから、交渉の中で提示される内容や条件の中には当たり前のように想定外の問題が隠されていると考えられる。何故なら、それは単に複雑と言うだけでなく、変化に富み、曖昧な要素を多々含み、かつそもそも予測不可能なものも含んでいるからである。もし或る経済主体が、その取引相手よりも、事前により多く想定外の問題を感知し、その総数を予め減らすことが出来るなら、当該経済主体の犯す過誤の数は相手より少なくなり、その結果この商取引で勝つことが出来るであろう。この意味で、商取引で最も重要な種類の知能は、想定外の問題を事前に感知しそれを防ぐことを可能とさせるような知能であると言える。

第2節 流動性知能

心理学や計量心理学では、様々な種類の知能が取り上げられ考察されてきた。例えば、流動性知能、結晶性知能、短期記憶、長期記憶保存・想起 (Long-term storage and retrieval)、読み書き能力、視覚画像処理 (Visual processing) 等である。これらのうち、特に流動性知能と結晶性知能が重要な知能と考えられ注目を集めてきた。Cattell (1963, 1971) によると、流動性知能とは「以前に獲得した知識だけに頼らずに、論理的に考察することによって新規の問題を解く能力」である。すなわち、学校教育その他それまでの経験で得られた知識のみに頼ることなく想定外の問題に対処出来る能力である。流動性知能を用いることによって、新しい問題や状況が生じた時に、人々は柔軟にその思考を変えて適応していくことが出来る。これとは対照的に、結晶性知能は、知識を獲得し経験を積み、そしてそれら蓄積された知識・経験を用いる能力を指している。

第2章第1節で考察したように、商取引で過誤を減らすために必要とされる知能は、事前に想定外の問題を感知し、それを防ぎ、避けることを可能とさせる能力である。明らかに、こうした類の問題に対処するためには流動性知能が必要不可欠である。このことから、或る経済主体が商取引において過誤を犯す確率が、当該経済主体の流動性知能の水準と逆相関している可能性が非常に高いことが示唆される。

第3節 過誤を犯す確率の非均一性

流動性知能を測る検査としては、かねてより Raven の漸進的マトリックス検査 (Raven's Progressive Matrices test) が最適な検査であるとされてきた (Raven, 1962, Snow et al., 1984, Raven et al., 1998)。この検査では、被験者 (受験者) は、まず様々な画像を行列の形に並べて描いてある紙を提示される。なお、その行列の中において、一か所だけ画像

が描かれておらず空白のままとなっている箇所がある。次に、被験者（受験者）は、この空白を埋める候補となる画像を幾つか提示され、その中から空白を埋めるのに一番ふさわしい画像を一つ選択する。さて、当初与えられた空白付きの画像行列は、元々一定の規則に従って構成されている。したがって、空白箇所を埋める正しい画像を選択することは、正しい規則を発見することを意味することになる。

検査の得点は受験者によって異なってくる。これは、流動性知能が人々の間で非均一であることを意味している。つまり、商取引において過誤を犯す確率も人々の間で異なっていることを意味している。或る経済主体は他の経済主体よりもより多く過誤を犯すと言うことが普通に起こり得ることになる。さらに言えば、流動性知能が低い経済主体はそれが高い経済主体よりも多くの過誤を犯すことを意味している。

第4節 流動性知能の非均一性と錯誤行為

第1章第1節3で示されたように、過誤は生来の能力に起因して生じるだけでなく、他の経済主体による意図的な錯誤行為によっても生じ得る。もし経済主体の流動性知能とその持つ倫理性の間に相関がないならば、流動性知能の高低に関わらず誰もが錯誤行為を行う可能性がある。

誰もが同じように錯誤行為を試みるにしても、それがどの程度成功するかどうかは経済主体毎に異なってくるであろう。その場合、前節までの考察を踏まえれば、流動性知能が高い経済主体はそれが低い経済主体よりも高い確率で成功すると考えて間違いのないであろう。逆に言えば、流動性知能が低い経済主体は、より多く「自発的」に過誤を犯すだけでなく、より多く錯誤行為に引っかかってしまうことになる。

殆どの方が商取引でより多くの利益を獲得しようと努めている現実を見れば、程度の差こそあれ錯誤行為をすることを躊躇わない人が多数存在すると考えても良いであろう。躊躇わせない理由は、前述のように、ここで言う錯誤行為は合法、少なくとも事実上合法となっているものを指しているからである。もし実際に数多くの錯誤行為が日常的になされているのであれば、流動性知能が低い経済主体が犯す過誤の原因としては、その低い流動性知能が故の低い能力によるものよりも、流動性知能が高い経済主体が行う錯誤行為に引っかかるための方が多いかもしれない。

第3章 商取引における過誤から生じる経済レントのモデル

第1節 モデル

ここで、二人の経済主体、経済主体1及び経済主体2、を考える。二人はその有する流動性知能以外は同一であり、経済主体1の流動性知能は経済主体2より高いものとする。流動性知能が高くても想定外の問題の全てを防ぐことは不可能であることから、経済主体1も2も共に商取引において過誤を犯すが、過誤を犯す確率は経済主体1の方が経済主体2より低い。

経済主体1と2の間の交渉では、合意に向けてお互い様々な提案や申し入れをする。ここで、或る提案が経済主体1に有利なものである確率を x ($0 < x < 0.5$) とし、経済主体2に有利である確率も同じく x ($0 < x < 0.5$) であるとする。つまり、お互いになされる提案は、平均すれば両者にとって中立なものとなっているとする。したがって、或る提案が有利でも不利でもないものである確率は、両者ともに $1-2x$ である。

経済主体 i ($i=1, 2$) が、或る提案を実際は不利なものであるにも関わらず有利なものとして判断する確率を p_i 、一方、実際は有利なものであるにも関わらず不利なものとして判断する確率も同じく p_i とする。つまり、経済主体 i が過誤を犯す確率は p_i である。さらに、この過誤の確率は相手の錯誤行為の有無に関わらず同一とする。このように仮定する理由は、本モデルでは、錯誤行為は後で説明される正直性 (Honesty) の非均一性によってのみ表現されると仮定するからである。次に、或る提案が両者にとって有利でも不利でもない場合に、経済主体 i が誤ってそれを不利なものとして判断する確率を $0.5p_i$ 、逆に誤って有利なものとして判断する確率も $0.5p_i$ とする。したがって、経済主体 i が、或る提案が有利でも不利でもないとして正しく判断する確率は $1-p_i$ である。ここで、経済主体1の流動性知能が経済主体2より高いと仮定されていることから、 $p_2 > p_1$ となる。

さらに、経済主体1は確率 q_1 ($0 \leq q_1 \leq 1$) で正直に、確率 $1-q_1$ で不正直に、一方、経済主体2は確率 q_2 ($0 \leq q_2 \leq 1$) で正直に、確率 $1-q_2$ で不正直に行動するものとする。ここで、「正直」とは、「もし相手が過誤を犯していると感じた時、それが過誤であることを相手に教える」ことを意味する。逆に、「不正直」は、相手の過誤に気が付いても決してそれを相手に教えない、すなわち、相手の過誤に付け込んで利益を得ることに躊躇しないことを意味する。上述のように、

錯誤行為の影響は、モデル上、 p_i ではなく q_i にのみ反映されると仮定する。つまり、モデル上、錯誤行為は、相手が過誤を犯した後に不正直に振る舞うという行為のみによって代表される。なお、相手の正直さの程度によって、確率 p_i の値は変化しないものとする。さらに、勿論、正直な経済主体であっても、相手の過誤に気が付いた場合にのみ、相手にその過誤を伝えることが出来る。ここで、経済主体 i が経済主体 j の過誤に気が付く確率を、如何なる i 及び j ($i \neq j$) に対しても、 $1-p_i$ であるとする。

さて、もし両経済主体の何れもが不正直である場合、経済主体1が提案を受け入れ合意に達する確率 ($P_{1,1-q_1,1-q_2}$) は、

$$\begin{aligned} P_{1,1-q_1,1-q_2} &= x(1-p_1)p_2 \\ &\quad + (1-2x)(1-p_1)(1-p_2) \\ &\quad + xp_1(1-p_2) \end{aligned} \quad (1)$$

となる。(1) 式の第一項は、提案が経済主体1にとって有利である時 (すなわち、 x) に、経済主体1は過誤を犯さなかった (すなわち、 $1-p_1$) が、経済主体2は過誤を犯した (すなわち、 p_2) 場合に対応し、(1) 式の第二項は、提案が両者にとって有利でも不利でもない時 (すなわち、 $1-2x$) に、両経済主体共に過誤を犯さなかった (すなわち、 $1-p_1$ 及び $1-p_2$) 場合に対応し、さらに、(1) 式の第三項は、提案が経済主体1にとって不利である時 (すなわち、 x) に、経済主体1は過誤を犯した (すなわち、 p_1) が、経済主体2は過誤を犯さなかった (すなわち、 $1-p_2$) 場合に対応している。

次に、経済主体1は正直であるが、経済主体2は不正直である場合、経済主体1が提案を受け入れ合意に達する確率 ($P_{1,q_1,1-q_2}$) は、

$$\begin{aligned} P_{1,q_1,1-q_2} &= x(1-p_1)p_2p_1 \\ &\quad + (1-2x)(1-p_1)(1-p_2) \\ &\quad + xp_1(1-p_2) \\ &\quad + (1-2x)(1-p_1)p_2(1-p_1) \end{aligned} \quad (2)$$

となる。(2) 式の第一項は、(1) 式の第一項とは異なるものとなる。これは、正直な経済主体1が経済主体2の犯した過誤を確率 $1-p_1$ で経済主体2に教えるためである。ただ、仮令経済主体1が正直であったとしても、経済主体1は、確率 p_1 で経済主体2の犯した過誤を認知出来ないので、その場合それを経済主体2に教えることが出来ない。(2) 式の第二項及び第三項は、(1) 式のそれらと同じである。(2) 式の第四項は、提案が両者にとって有利でも不利でもない時 (すなわち、 $1-2x$) に、経済主体2のみが確率 $(1-p_1)p_2$ で過誤を犯したとしても、正直な経済主体1が経済主体2にその犯した過誤を確率 $1-p_1$ で教えること意味している。

さらに、経済主体1は不正直であるが、経済主体2は正直である場合、経済主体1が提案を受け入れ合意に達する確率 ($P_{1,1-q_1,q_2}$) は、

$$\begin{aligned} P_{1,1-q_1,q_2} &= x(1-p_1)p_2 \\ &\quad + (1-2x)(1-p_1)(1-p_2) \\ &\quad + xp_1(1-p_2)p_2 \\ &\quad + (1-2x)p_1(1-p_2)(1-p_2) \end{aligned} \quad (3)$$

となる。(3) 式の第一項及び第二項は、(1) 式のそれらと同一である。(3) 式の第三項は、(1) 式のそれとは異なる。何故なら、正直な経済主体2は、経済主体1の犯した過誤に対して確率 $1-p_2$ でそれを経済主体1に教えるからである。ただし、経済主体2が正直であったとしても、確率 p_2 で経済主体1の過誤を認知できないので、その場合それを教えることは出来ない。(3) 式の第四項は、提案が両者にとって有利でも不利でもない時 (すなわち、 $1-2x$) に、経済主体1のみが確率 $p_1(1-p_2)$ で過誤を犯したとしても、正直な経済主体2が経済主体1にその犯した過誤を確率 $1-p_2$ で教えること意味している。

最後に、両経済主体ともに正直である場合、経済主体1が提案を受け入れ合意に達する確率 (P_{1,q_1,q_2}) は、

$$\begin{aligned}
 P_{1,q_1,q_2} &= x(1-p_1)p_2p_1 \\
 &+ (1-2x)(1-p_1)(1-p_2) \\
 &+ xp_1(1-p_2)p_2 \\
 &+ (1-2x)(1-p_1)p_2(1-p_1) \\
 &+ (1-2x)p_1(1-p_2)(1-p_2)
 \end{aligned} \tag{4}$$

となる。(4) 式の第一項及び第四項は、(2) 式のそれらと同一である。(4) 式の第二項は、(1) 式のそれと同一である。(4) 式の第三項及び第五項は、それぞれ (3) 式の第三項及び第四項と同一である。

以上より、経済主体1が提案を受け入れ合意に達する確率 (P_1) は、全体として、

$$\begin{aligned}
 P_1 &= (1-q_1)(1-q_2)P_{1,1-q_1,1-q_2} + q_1(1-q_2)P_{1,q_1,1-q_2} + (1-q_1)q_2P_{1,1-q_1,q_2} \\
 &+ q_1q_2P_{1,q_1,q_2} .
 \end{aligned} \tag{5}$$

となる。

同様に、両経済主体の何れもが不正直である場合、経済主体2が提案を受け入れ合意に達する確率 ($P_{2,1-q_1,1-q_2}$) は、

$$\begin{aligned}
 P_{2,1-q_1,1-q_2} &= xp_1(1-p_2) \\
 &+ (1-2x)(1-p_1)(1-p_2) \\
 &+ x(1-p_1)p_2
 \end{aligned} \tag{6}$$

となる。次に、経済主体1は正直であるが、経済主体2は不正直である場合、経済主体2が提案を受け入れ合意に達する確率 ($P_{2,q_1,1-q_2}$) は、

$$\begin{aligned}
 P_{2,q_1,1-q_2} &= xp_1(1-p_2) \\
 &+ (1-2x)(1-p_1)(1-p_2) \\
 &+ x(1-p_1)p_2p_1 \\
 &+ (1-2x)(1-p_1)p_2(1-p_1)
 \end{aligned} \tag{7}$$

となる。さらに、経済主体1は不正直であるが、経済主体2は正直である場合、経済主体2が提案を受け入れ合意に達する確率 ($P_{2,1-q_1,q_2}$) は、

$$\begin{aligned}
 P_{2,1-q_1,q_2} &= xp_1(1-p_2)p_2 \\
 &+ (1-2x)(1-p_1)(1-p_2) \\
 &+ x(1-p_1)p_2 \\
 &+ (1-2x)p_1(1-p_2)(1-p_2)
 \end{aligned} \tag{8}$$

となる。最後に、両経済主体ともに正直である場合、経済主体2が提案を受け入れ合意に達する確率 (P_{2,q_1,q_2}) は、

$$\begin{aligned}
 P_{2,q_1,q_2} &= xp_1(1-p_2)p_2 \\
 &+ (1-2x)(1-p_1)(1-p_2) \\
 &+ x(1-p_1)p_2p_1 \\
 &+ (1-2x)(1-p_1)p_2(1-p_1) \\
 &+ (1-2x)p_1(1-p_2)(1-p_2)
 \end{aligned} \tag{9}$$

となる。

以上より、経済主体2が提案を受け入れ合意に達する確率 (P_2) は、全体として、

$$P_2 = (1 - q_1)(1 - q_2)P_{2,1-q_1,1-q_2} + q_1(1 - q_2)P_{2,q_1,1-q_2} + (1 - q_1)q_2P_{2,1-q_1,q_2} + q_1q_2P_{2,q_1,q_2} \quad (10)$$

となる。

第2節 持続的経済レント

もし、客観的に見て或る合意が経済主体 i の勝ち (つまり、結果として有利な合意) であった場合、経済主体 i はこの合意から経済レントを得ることが出来る。ここで、こうした経済レントの大きさを z と置く。さらに、 z は全ての合意において同一と仮定する。その裏返しとして、もし、客観的に見て或る合意が経済主体 i の負け (つまり、結果として不利な合意) であった場合、経済主体 i はこの合意により $-z$ に相当する損失を被ることになる。もっとも、第1章第1節1で述べたように、仮令客観的に見てそれが負けであったとしても、当事者である経済主体が負けたことを認識するまでには時間がかかるであろうし、もしかしたら、永久に負けたとは思わないままとなるかもしれない。

1 非均一な流動性性能の下における経済レント

1.1 経済主体1の経済レント

経済主体1が提案を受け入れ合意に達する確率 (P_1) は (5) 式で示される通りであるが、合意したからといって必ずしもそれで直ちに経済主体1が経済レントを得られる訳ではない。経済レントは、その合意が有利なものであり、かつ、その際に過誤を犯さなかった場合 (すなわち、 $x(1 - p_1)$) のみ得ることが出来る。もし合意が不利なものであり、かつ、その際に過誤を犯したならば (すなわち、 xp_1)、経済主体1は逆に経済レントを奪われることになる。もし合意が有利でも不利でもない場合 (すなわち、 $1 - 2x$) には、何れの経済主体にも如何なる経済レントも発生しない。したがって、(1) ~ (5) 式より、経済主体1が一回の商取引において得る経済レントの期待値 ($E(Z_1)$) は、

$$\begin{aligned} E(Z_1) &= (1 - q_1)(1 - q_2)\{zx(1 - p_1)p_2 + 0 \times (1 - 2x)(1 - p_1)(1 - p_2) - xzp_1(1 - p_2)\} \\ &\quad + q_1(1 - q_2)\left\{ \begin{array}{l} zx(1 - p_1)p_2p_1 + 0 \times (1 - 2x)(1 - p_1)(1 - p_2) - xzp_1(1 - p_2) \\ + 0 \times (1 - 2x)(1 - p_1)p_2(1 - p_1) \end{array} \right\} \\ &\quad + (1 - q_1)q_2\left\{ \begin{array}{l} zx(1 - p_1)p_2 + 0 \times (1 - 2x)(1 - p_1)(1 - p_2) - xzp_1(1 - p_2)p_2 \\ + 0 \times (1 - 2x)p_1(1 - p_2)(1 - p_2) \end{array} \right\} \\ &\quad + q_1q_2\left\{ \begin{array}{l} zx(1 - p_1)p_2p_1 + 0 \times (1 - 2x)(1 - p_1)(1 - p_2) - xzp_1(1 - p_2)p_2 \\ + 0 \times (1 - 2x)(1 - p_1)p_2(1 - p_1) + 0 \times (1 - 2x)p_1(1 - p_2)(1 - p_2) \end{array} \right\} \\ &= zx\{p_2 - p_1 + q_2p_1 - q_1p_2 + p_1p_2[q_2p_2 - q_1p_1 + 2(q_1 - q_2)]\} \quad (11) \end{aligned}$$

となる。

もし $q_1 = q_2 = 1$ (すなわち、両経済主体共に常に正直) ならば、 $p_2 > p_1$ であることから、(11) 式より、

$$E(Z_1) = zx[p_1p_2(p_2 - p_1)] > 0 \quad (12)$$

となる。この不等式 (12) は非常に重要な意味を持っている。それは、仮令両経済主体が共に常に正直であったとしても、経済主体1は持続的に経済レントを得、一方、経済主体2は持続的にそれに相当する分奪われることを示している。そうなる理由は、ひとえに $p_2 > p_1$ であるということだけである。このことから、この種の経済レントが生まれる究極的な淵源は非均一な流動性性能にあるということが言える。

逆に、もし $q_1 = q_2 = 0$ (すなわち、両経済主体共に常に不正直) である場合には、 $p_2 > p_1$ であることから、(11) 式より、

$$E(Z_1) = zx[p_2 - p_1] > 0 \quad (13)$$

となる。不等式 (13) は、両経済主体共に常に不正直な場合にも、両経済主体共に常に正直な場合と同様に、経済主体1

が持続的に経済レントを得ることになることを示している。

さらに、 $q_1 = 0$ 及び $q_2 = 1$ (すなわち、経済主体1は常に不正直であるが、経済主体2は常に正直) である場合には、(11) 式より、

$$E(Z_1) = zxp_2[1 - p_1(2 - p_2)]$$

となる。如何なる $0 < p_1 < p_2 < 1$ に対しても $1 - p_1(2 - p_2) > 0$ であることから、

$$E(Z_1) > 0$$

である。つまり、やはり経済主体1が持続的に経済レントを得ることになる。

最後に、 $q_1 = 1$ 及び $q_2 = 0$ (すなわち、経済主体1は常に正直であるが、経済主体2は常に不正直) である場合には、(11) 式より、

$$E(Z_1) = zxp_1[p_2(2 - p_1) - 1]$$

となる。ここで、 $p_2 = \gamma p_1$ と置く。なお、 $\gamma > 1$ である。式

$$p_2(2 - p_1) - 1 = -1 + 2p_1 - \gamma p_1^2 = 0$$

の解は、

$$p_1 = 1 - \sqrt{1 - \gamma^{-1}} = 1 - \sqrt{1 - \frac{p_1}{p_2}}$$

であり、したがって、もし

$$\gamma > \left(\frac{2}{p_1} - 1\right)^{-1}$$

であれば、

$$E(Z_1) > 0$$

となり、一方、もし

$$\gamma < \left(\frac{2}{p_1} - 1\right)^{-1}$$

であれば、

$$E(Z_1) < 0 \tag{14}$$

となる。不等式 (14) は、経済主体1は常に正直であるが、経済主体2は常に不正直である場合には、仮令 $p_2 > p_1$ であっても、 γ の値によっては経済主体2の方が経済レントを得ることがあり得ることを示している。

ここで、

$$\frac{dE(Z_1)}{dq_1} = -zx p_2 (p_1 - 1)^2 < 0 \quad (15)$$

及び

$$\frac{dE(Z_1)}{dq_2} = zx p_1 (p_2 - 1)^2 > 0 \quad (16)$$

である。不等式 (15) 及び (16) の意味することは、経済主体1がより高い確率で正直に行動する程（すなわち、 q_1 の値が大きくなる程）、経済主体1の得る経済レントの期待値 ($E(Z_1)$) は減少し、また、経済主体2がより高い確率で不正直に行動する程（すなわち、 q_2 の値が小さくなる程）、同じく経済主体1の得る経済レントは減少することである。不等式 (14) から分かるように、もし経済主体2が或る程度以上の高い確率で不正直に行動するならば、経済主体1は経済主体2によって奪われることもあり得る。しかし、不等式 (13) が示すように、経済主体2が常に不正直であったとしても、経済主体1も同じく常に不正直であれば（すなわち、 $q_1 = q_2 = 0$ ）、 $p_2 > p_1$ であることから、経済主体1が持続的に経済レントを得ることになる。

1.2 経済主体2の経済レント

経済主体2が一回の商取引において得る経済レントの期待値 ($E(Z_2)$) は、同様に、(6) ~ (10) 式より、

$$E(Z_2) = zx\{p_1 - p_2 - q_2 p_1 + q_1 p_2 + p_1 p_2 [q_1 p_1 - q_2 p_2 - 2(q_1 - q_2)]\} \quad (17)$$

となる。

もし $q_1 = q_2 = 1$ （すなわち、両経済主体共に常に正直）ならば、 $p_2 > p_1$ であることから、(17) 式より、

$$E(Z_2) = zx[p_1 p_2 (p_1 - p_2)] < 0 \quad (18)$$

となる。つまり、仮令経済主体2が常に正直であっても、(18) 式で示されるように、経済主体2は持続的に奪われることになる。もし $q_1 = q_2 = 0$ （すなわち、両経済主体共に常に不正直）である場合には、 $p_2 > p_1$ であることから、(17) 式より、

$$E(Z_2) = zx(p_1 - p_2) < 0 \quad (19)$$

となる。つまり、両経済主体共に不正直である時も、(19) 式で示されるように、経済主体2はやはり持続的に奪われる。さらに、 $q_1 = 0$ 及び $q_2 = 1$ （すなわち、経済主体1は常に不正直であるが、経済主体2は常に正直）である場合には、(17) 式より、

$$E(Z_2) = zx p_2 [p_1 (2 - p_2) - 1]$$

となる。式

$$p_1 (2 - p_2) - 1 = 2p_1 - \gamma p_1^2 - 1 = -1 + 2p_1 - \gamma p_1^2 = 0$$

には解がないことから、この場合

$$E(Z_2) < 0$$

である。つまり、この場合にも経済主体2は持続的に経済レントを奪われることになる。最後に、 $q_1 = 1$ 及び $q_2 = 0$ (すなわち、経済主体1は常に正直であるが、経済主体2は常に不正直) である場合には、(17) 式より、

$$E(Z_2) = zxp_1[1 - p_2(2 - p_1)]$$

となる。したがって、この場合の $E(Z_1)$ とは逆に、もし

$$\gamma > \left(\frac{2}{p_1} - 1\right)^{-1}$$

ならば、

$$E(Z_2) < 0$$

となり、もし

$$\gamma < \left(\frac{2}{p_1} - 1\right)^{-1}$$

ならば、

$$E(Z_2) > 0 \tag{20}$$

となる。不等式 (20) は、経済主体1は常に正直、経済主体2は常に不正直である場合には、仮令 $p_2 > p_1$ であっても、 γ の値によっては経済主体2が経済レントを得る場合もあることを示している。

ここで、

$$\frac{dE(Z_2)}{dq_1} = zxp_2[1 - p_1(2 - p_1)] > 0 \tag{21}$$

及び

$$\frac{dE(Z_2)}{dq_2} = zxp_1[p_2(2 - p_2) - 1] < 0 \tag{22}$$

である。不等式 (21) 及び (22) の意味することは、経済主体1がより高い確率で正直である程 (すなわち、 q_1 の値が大きくなる程)、経済主体2が奪われる額は減少 (すなわち、 $E(Z_2)$ の値は増加) し、また、経済主体2がより高い確率で不正直である程 (すなわち、 q_2 の値が小さくなる程)、同様に経済主体2が奪われる額は減少することである。さらに、不等式 (20) が示すように、もし経済主体2が或る程度以上の高い確率で不正直であるならば、経済主体2が経済レントを得ることもあり得る。しかし、不等式 (19) が示すように、経済主体2が常に不正直であったとしても、経済主体1も同じく常に不正直であれば (すなわち、 $q_1 = q_2 = 0$)、 $p_2 > p_1$ であることから、経済主体1が持続的に経済レントを得ることになる。

2 経済主体は実際どれだけ正直か

第3章第2節1で示されたことは、或る経済主体が他の経済主体より正直であれば、その得る経済レントは少なく、或いは、奪われる額は増えるということである。さらに、不等式 (12) 及び (18) は、或る経済主体の流動性知能が他の経

済主体よりかなり低い場合、仮令全ての経済主体が正直であったとしても、殆ど常に奪われることになってしまうことを示している。つまり、正直であることは、明らかに、経済主体、特に相対的に流動性知能が低い経済主体にとって不利であると言える。したがって、相対的に流動性知能が低い経済主体には、商取引において可能な限り不正直であろうという誘因が強く働く可能性が高い。もっとも、可能な限り不正直であろうという態度は、流動性知能の高い経済主体であっても同じなのかもしれない。

こうしたことから、全ての経済主体が皆商取引において常に正直であるというようなことは殆どあり得ないであろう。むしろ、殆どの経済主体が商取引において程度の差はあれ不正直である（すなわち、 $q_i > 0$ ）可能性の方がかなり高いであろう。

3 非合理性及び情報の非対称性の役割

「はじめに」で述べたように、契約理論では、搾取的契約は主として非合理性或いは情報の非対称性に基づいて説明されている。しかし、第1～3章における考察が示すように、仮令非合理性や情報の非対称性がなくても、過誤が存在する、そのことだけで経済レントが生み出される。さらに言えば、仮令全ての経済主体が常に正直である（つまり、一切悪意はない）としても、経済レントは生み出される。つまり、非合理性や情報の非対称性の仮定なしに、流動性知能が非均一であることにのみ基づいて、経済レントが生み出される機序を示すことが出来る。

本論文では正直さの非均一性をもって錯誤行為を代表させているのであるが、いずれにせよ、錯誤行為が存在すれば状況は一層悪化する。同じように、加えて非合理性や情報の非対称性が存在すれば状況はさらに一層悪化する。こうしたことから、そもそも悪意に満ちた経済主体であれば、非合理性や情報の非対称性があればそれを最大限利用して、得られる経済レントを極大化しようと努めるであろう。

4 流動性知能が均一な場合の経済レント

さて、各経済主体の流動性知能が同一であれば、どうなるであろうか。ここで、 $p_1 = p_2 = \bar{p}$ （経済主体1と2の流動性知能は同じ）であるが、 $q_1 \neq q_2$ である（両者の正直さの度合いは異なる）ものとする。(11)及び(17)式より、経済主体1及び2の経済レントの期待値は、それぞれ

$$E(Z_1) = zx(q_2 - q_1)\bar{p}(\bar{p} - 1)^2 \quad (23)$$

及び

$$E(Z_2) = zx(q_1 - q_2)\bar{p}(\bar{p} - 1)^2 \quad (24)$$

となる。(23)及び(24)式より、もし経済主体2が経済主体1より高い確率で正直である（すなわち、 $q_1 < q_2$ ）なら、経済主体1が経済レントを得る一方、経済主体2の所得はその分減る（すなわち、 $E(Z_1) > 0$ 及び $E(Z_2) < 0$ ）ことになる。また、もし経済主体1が経済主体2より高い確率で正直である（すなわち、 $q_1 > q_2$ ）なら、経済主体2が経済レントを得る一方、経済主体1の所得はその分減る（すなわち、 $E(Z_1) < 0$ 及び $E(Z_2) > 0$ ）ことになる。

もし流動性知能だけでなく正直さも同一である（すなわち、 $p_1 = p_2$ かつ $q_1 = q_2$ ）ならば、(11)及び(17)式より、

$$E(Z_1) = 0$$

$$E(Z_2) = 0$$

となる。つまり、過誤による経済レントが生じることはない。

第3節 流動性知能と持続的経済レント

第2章及び第3章第2節では、流動性知能が本来的に非均一であることから人々が過誤を犯す確率も非均一となり、そのため、商取引において或る経済主体が他の経済主体の犯す過誤により持続的に経済レントを得ることが出来ることが示

された。こうした過誤から生じる持続的な経済レントは、経済の中に広く満遍なく存在し、そしてその総額は恐らく巨額なものとなっているものと考えられる。次の第4章で示されるように、この「持続的」という性質は、経済的不平等を考える際に極めて重要な要素となる。それは、この性質があるが故に、経済的不平等を拡大させる強い作用が働くことになるからである。

第4章 持続可能な非均質性と商取引において過誤より生じる経済レント

第1節 持続的経済レント取得の非均一性

1 持続的経済レント

p_i が非均一であることは、人々の性質が非均質であることを意味し、そのことは、定常状態や均斉成長経路に関して端点解以外の解がなくなる可能性が生じることを意味する（原嶋, 2017, 2020a 及び Becker 1980; Harashima, 2010, 2012a, 2014）。しかし、原嶋（2017）及びHarashima（2010, 2014, 2020a）は、全ての非均質な家計の全ての最適性条件が満たされる状態（経路）が存在することを示し、その状態を「持続可能な非均質性」と名付けた。原嶋（2020a）及びHarashima（2012a）が示すように、持続可能な非均質性が実現されている状態は、非均質な人々から成る経済において、殆ど全ての種類の実用的な社会的厚生関数に対して唯一の社会的にみて最適な状態となっている。

なお、家計（労働者）の生産性が非均一な場合には、持続可能な非均質性は自然と実現される。しかし、家計の選好が非均質な場合には、それは自然と実現されるということにはならない。その場合には、政府が持続可能な非均質性を実現するよう適切に介入しない限り、極端に不平等な状態に陥ってしまう可能性が高い。さらに、原嶋（2021）及びHarashima（2020b）で示されたように、持続的経済レントを得る能力が非均一な場合にも、政府が適切に介入しない限り、選好が非均質な場合と同様の結果となる。

流動性知能が非均一であることによって家計（労働者）の生産性はほぼ確実に非均一となると思われる。しかし、だからといって選好の方も同様に不均質となるかは分からない。したがって、流動性知能が非均一だからと言って、必ずしも持続可能な非均質性が自然には実現されないとは言えないかもしれない。しかし、第2章及び第3章で示されたように、非均一な流動性知能は、単に生産性を非均一にするだけでなく、商取引における過誤からの持続的経済レントを得る能力をも非均一にする。このため、流動性知能が非均一であるならば、持続可能な非均質性が自然と実現される可能性はかなり低いと言わざるをえない。

2 家系

過誤から生じる経済レントが持続性という性質を持つ理由は、流動性知能が外生的に与えられ、かつ、それは時間とともに変化することはない可能性が非常に高いからである。もっとも、個々の人間の人生は有限である。したがって、その有限期間において時間とともに変化することはないとしても、流動性知能が確率的に無作為に外生的に個々の人に与えられるのであるならば、長期的にみれば、その経済全体に対する持続的な効果はいずれ無くなることになるであろう。しかし、流動性知能は必ずしも全ての人に平等に純粋に確率的に無作為に与えられているとは考えられない。例えば、家系と言うものがある。これは、共通する祖先の子孫で共通する特質を受け継いでいる人、或いは、家計、世代から成る。さらに、慣習その他の理由により、主に同質の集団内で婚姻が重ねられる場合もあるであろう。このような点を考慮すると、流動性知能は確かに外生的に与えられるとしても、それはかなり偏った形で与えられている可能性が高い。

この偏りがあるが故に、或る集団（家系）内の人々の持つ流動性知能の平均値が、他の集団（家系）のそれとは持続的に異なるものであり続けることは十分に有り得るであろう。このことは、商取引における過誤からの正の持続的経済レントを持続的に得ることが出来る集団（家系）が存在し得ることを意味する。一方、同時にそれは、負の持続的経済レントを持続的に負わねばならない集団（家系）も存在することを意味する。

第2節 極端な経済的不平等

1 持続性と極端な経済的不平等

第2章第3節及び第3章第2節で示されたように、商取引における過誤から生じる経済レントは経済全般にわたって広く存在し、その総額は巨額なものとなる可能性が高い。しかし、ここで重要な点は、それが巨額であるということに問題があるのではなく、それが持続的であるということに問題があるということである。原嶋（2021）及びHarashima（2020b）

が示すように、一時的な経済レントであれば、それが持続可能な非均質性に影響を与えることはない。しかし、持続的な経済レントであれば、それは非常に大きな影響を与える、さらに言えば、そのままでは持続可能な非均質性を実現することが出来なくなってしまう。経済レントを持続的に得られる経済主体（この場合、相対的に高い流動性知能を持つ経済主体）は大金持ちであり続けることが出来るが、そうでない経済主体（相対的に低い流動性知能を持つ経済主体）は貧困に喘ぎ続けることになる。つまり、この持続性こそが、極端な経済的不平等を生じさせる源であると言える。

2 極端な経済的不平等を生むよう作り込まれている機序

流動性知能の非均一性は、生産性（原嶋, 2020b 及び Harashima, 2012b）だけでなく、時間選好率（Harashima, 2020a）、順位選好及び価値による経済レント（原嶋, 2021 及び Harashima, 2020b）、さらに、本論文で考察したように商取引における過誤から生じる経済レントに非均一性ももたらす。ただし、このうち生産性の非均一性は持続可能な非均質性に影響を与えることはない。したがって、極端な不平等をもたらしきこともない。生産性の非均一性は、家計の所得や資産がその生産性に比例するという意味で「穏やかな」不平等をもたらしきだけである（原嶋, 2017, 2020a 及び Harashima, 2010, 2012a, 2014）。したがって、生産性にのみに視点を絞るならば、貧困が生じるのは社会や経済制度に問題があるためではなく、貧しい人自身に問題があるためであると考えられることも可能となる。

しかし、時間選好率や持続的経済レントが非均一である場合には、家計のその他の性質如何に関わらず、さらに、その非均一性の程度がごく小さいものであっても、政府が適切に介入しない限り、いずれ極端な不平等に陥ってしまうことがあり得る（原嶋, 2017, 2020a, 2021）及び Harashima, 2010, 2012a, 2014, 2020b）。このことは、流動性知能に非均一性が存在するそのことによって、自然と極端な経済的不平等が生じてしまう機序が経済の中に自動的に組み込まれてしまうことを意味する。この意味することは、極端な経済的不平等は必ずしも貧しい人々の生き方（例えば、勤勉さ等の労働倫理やリスク耐性の強弱等）が悪かったためではないということである。

第3節 政府の介入

しかし、そのような場合に極端な経済的不平等から全く逃れることが出来ないという訳ではない。政府が適切に介入しさえすれば、十分に回避出来る（原嶋, 2021 及び Harashima, 2020b）。さらに言えば、回避するためには政府介入が必要不可欠である。商取引における過誤から生じる経済レントの源淵が流動性知能の非均一性に在ることに鑑みれば、流動性知能の高い経済主体が得る所得の一部を、政府が間に入ることによって、流動性知能の低い経済主体に再分配することが必要となる。

1 政府による所得移転

ここで、国内に二つの経済（経済1及び2）があるとする。両経済は、それぞれ同数の同一の家計から成るものとし、それぞれを構成する家計の流動性知能及びそれに関わる性質を除けば同一である。経済1の家計の流動性知能は経済2のそれより高い。したがって、商取引における過誤に起因する持続的経済レントが生成されることになり、よって政府介入が求められることになる。ここで、 $z_t = \bar{z}k_{1,t}$ を経済1の一家計が得る持続的経済レントとする。なお、 $k_{i,t}$ は経済 i ($= 1, 2$) の一家計が期間 t に所有する資本であり、 $\bar{z} (> 0)$ は定数である。原嶋 (2021) 及び Harashima (2020b) が示すように、流動性知能が非均一であると、時間選好率も非均一となる可能性が高い。そこで、経済 i ($= 1, 2$) の家計の時間選好率を θ_i とする。

さて、政府は、持続可能な非均質性を実現するために、両経済間で所得移転による介入を行うものとする。経済1の一家計から経済2の一家計への期間 t における所得移転額は g_t で、それは

$$g_t = \bar{g}_t k_{1,t}$$

のように資本に依存するものとする。 \bar{g}_t は家計から見ると外生変数であり、每期政府によって持続可能な非均質性が実現されるように適切に調整される。市場における裁定を通じて、 $k_{1,t} = k_{2,t}$ 及び $\dot{k}_{1,t} = \dot{k}_{2,t}$ が維持されることから、

$$g_t = \bar{g}_t k_{1,t} = \bar{g}_t k_{2,t}$$

である。

原嶋 (2021) 及び Harashima (2020b) は、持続可能な非均質性を実現するために、政府は \bar{g} の値を

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \bar{g}_t = \bar{z} + \frac{\theta_2 - \theta_1}{2} \quad (25)$$

となるように操作する必要があることを示した。なお、原嶋 (2020a) 及び Harashima (2012a) が示すように、もし持続的経済レントが存在しなければ、 \bar{g} の値は

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \bar{g}_t = \frac{\theta_2 - \theta_1}{2} \quad (26)$$

となる。(26) 式とは異なり、(25) 式には \bar{z} が含まれている。つまり、持続可能な非均質性を実現するためには、政府は持続的経済レントの全て ($z_t = \bar{z}k_{1,t}$) を経済1の家計から経済2の家計へ每期所得移転しなければならない¹。

この二経済モデルの結果は、多経済モデルに拡張しても基本的に変わらない。ここで、国内に H 個の経済 (経済1, 経済2, \dots , 経済 H) が存在するとする。各経済はそれぞれ同数の同一の家計から成るものとし、各経済はそれを構成する家計の流動性知能及びそれに関わる性質を除けば同一である。持続的経済レント z_t は、経済 H の家計のみが受けとるものとする。原嶋 (2021) 及び Harashima (2020b) によれば、持続可能な非均質性を実現するための政府による経済 $1+2+\dots+(H-1)$ の一家計から経済 H の諸家計への (正或いは負の) 所得移転は、

$$\lim_{t \rightarrow \infty} \bar{g}_t = \frac{\theta_H - \frac{\sum_{q=1}^{H-1} \theta_q}{H-1}}{H} - \frac{\bar{z}}{H-1} \quad (27)$$

となる。ここで、経済 $1+2+\dots+(H-1)$ は、経済1, 経済2, \dots , 経済 $(H-1)$ が結合した経済で、この結合経済の中では持続可能な非均質性を実現している²。なお、このことは、経済 H の一家計から経済 $1+2+\dots+(H-1)$ の諸家計への (正或いは負の) 所得移転は、

$$-(H-1) k_{1+2+\dots+(H-1),t} \lim_{t \rightarrow \infty} \bar{g}_t = k_{1+2+\dots+(H-1),t} \left[\left(\frac{\sum_{q=1}^{H-1} \theta_q}{H-1} - \theta_H \right) + \bar{z} \right]$$

であると言い換えることも出来る。ここで、 $k_{1+2+\dots+(H-1),t}$ は、経済 $1+2+\dots+(H-1)$ の一家計が期間 t に所有する資本で、それは $k_{H,t}$ に等しい³。

(25) 及び (27) 式は、持続可能な非均質性を実現し、極端な不平等となることを防ぐためには、適切な政府介入 (すなわち、各期において適切に z_t を所得移転すること) が必要不可欠であることを示している。重要な点は、経済レントの大きさは問題でないことである。仮に経済レントがそれ程大きなものでなくても、政府による適切な介入がなければ、それは最終的に極端な経済的不平等をもたらしてしまう。

もう一つ重要な点がある。第2章第4節で指摘したように、単に相対的に流動性知能が高いということから得られる経済レントよりも、意図的に錯誤行為を行うことによって獲得する経済レントの方が高い可能性がある。上述したように、こうした錯誤行為は合法、少なくとも実際上合法的なものと扱われているが、倫理的には依然非常に問題がある。この意味で、事後的であれ、錯誤行為の負の効果を取り除き持続可能な非均質性を実現すべく介入することは、政府に課された必ず果たすべき重要な責務であると言える。

¹ 経済2の中の諸家計は所得移転を分け合って同額ずつ受けとる。

² 経済 H の中の諸家計は所得移転を分け合って同額ずつ受けとる。

³ 経済 $1+2+\dots+(H-1)$ の中の諸家計は所得移転を分け合って同額ずつ受けとる。

2 介入の方法

第4章第3節1で示されたように、政府による所得移転は非常に効果的なものであるが、そもそも事前に経済レントという所得自体の発生を直接的に規制・禁止してしまえば良いのではないだろうか。それは考えとしてはあり得るだろうが、やはりそれを実行しようとするれば、巨額の費用が必要となってしまうであろう。現実的に考えれば、個々の商取引の際に政府が一つ一つ当事者間の調整をすることは殆ど不可能である。勿論、悪徳商法等の場合には、個々の取引に政府が直接介入することが必要であるし、さらに、政府が常に消費者に錯誤をしないよう注意喚起、啓発を行うことも必要であろう。しかし、個々の取引全てに介入するだけの経済的資源を政府は持っていない。このため、事前に規制・禁止するのではなく、事後に所得再分配を行うことの方が遥かに効率的であることは確かであろう。いずれにせよ、経済レントのもたらす負の影響を除去し持続可能な非均質性を実現するためには、様々な介入方法を組み合わせることが必要であり、政府による所得移転はその重要な柱となるものである。所得移転は、具体的には、累進所得税や相続税の形で行われることになるであろう（原嶋, 2022 及び Harashima, 2020c）。

結論

契約理論によれば、もし経済主体が経済取引における意思決定に関して非均一な存在であるならば、市場に競争が存在するとしても、純真な消費者がその認知バイアス、誤り、間違い、過誤から十分に守られる訳ではない。その結果としての搾取的契約が生じる理由を、契約理論においては、主として情報の非対称性や非合理性（或いは、限界合理性）に求めている。

本論文では、そもそも人々の間に流動性知能の相違があるため、商取引における過誤から経済レントが生じることを示した。この過誤に起因する経済レントは搾取的契約に起因する経済レントも包含しているのであるが、仮に悪意が無くても生じるものも含んでいる。本論文のモデルに基づく、人々の間に流動性知能の相違があるため、商取引における過誤を避ける能力にも相違が生じる。より少ない過誤しか犯さない経済主体は経済レントを得ることが出来るが、それをより多く犯す経済主体は経済レントを取られる。さらに、他の経済主体に対して錯誤行為を行えば、その結果としての経済レントをさらに多く得ることが可能となる。

つまり、非合理性や情報の非対称性が存在しなくても、過誤から経済レントは生まれる。さらに、全ての経済主体が悪意を持たず正直であったとしても、この経済レントは生み出される。それは、その生じる源淵が流動性知能の非均一性に在るからである。さらに、人々が不正直であることで状況は悪化する。その上さらに非合理性や情報の非対称性が存在すれば、さらに一層状況は悪化する。

過誤から生じる経済レントは幅広く経済活動全般にわたって生じており、全体としてみればそれは巨額なものとなっている可能性が高い。さらに言えば、他の家計や家系よりも高い確率で持続的に経済レントを得ることが出来る家計や家系が存在するはずである。ここにおける持続性の存在は或る深刻な問題を引き起こす。もし持続的経済レントが存在するならば、政府が適切に介入しない限り、経済的不平等は極端な水準まで悪化してしまうからである。このことは、人々の間で流動性知能が非均一となると、経済的不平等を自然と悪化させる機序が経済の中に自動的に組み込まれてしまうことを意味する。これらの経済レントのもたらす負の影響を除去し、極端な経済的不平等に陥ることを防ぐために、政府は適切に経済に介入しなければならない。例えば累進所得税、相続税を用いて、適切に所得再分配を行うことが必要である。

参考文献

- 原嶋 耐治 (2017) 「持続可能な非均質性—均質ではない構成員からなる経済における不平等, 経済成長及び社会的厚生—」『金沢星稜大学論集』第51巻第1号31～80頁
- 原嶋 耐治 (2020a) 「殆ど全ての社会的厚生関数に対して唯一の社会的に最適な配分をもたらすものとしての持続可能な非均質性」『金沢星稜大学論集』第54巻第1号
- 原嶋 耐治 (2020b) 「知能の理論と全要素生産性—流動性知能の成果としての付加価値」『金沢星稜大学論集』第53巻第2号65-82頁
- 原嶋 耐治 (2021) 「格差拡大を防ぐ—経済レントと持続可能な非均質性」『金沢星稜大学論集』第55巻第1号17～37頁
- 原嶋 耐治 (2022) 「租税負担の能力説及び均等犠牲原則の再考察—累進課税の正当性の根拠に関する代替的な考え方—」『金沢星稜大学論集』第55巻第2号29～50頁
- Becker, Robert A. (1980) "On the Long-run Steady State in a Simple Dynamic Model of Equilibrium with Heterogeneous Households," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 95, No. 2, pp. 375-382.
- Cattell, Raymond Bernard (1963) "Theory of Fluid and Crystallized Intelligence: A Critical Experiment," *Journal of Educational Psychology*, Vol. 54, pp. 1-22.
- Cattell, Raymond Bernard (1971) *Abilities: Their structure, growth, and action*, Houghton Mifflin, Boston.
- DellaVigna, Stefano and Ulrike Malmendier (2004) "Contract Design and Self-Control: Theory and Evidence," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 119, No. 2, pp. 353-402.
- Gabaix, Xavier and David Laibson (2006) "Shrouded Attributes, Consumer Myopia, and Information Suppression in Competitive Markets," *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 121, No. 2, pp. 505-540.
- Harashima, Taiji (2010) "Sustainable Heterogeneity: Inequality, Growth, and Social Welfare in a Heterogeneous Population," *MPRA (The Munich Personal RePEc Archive) Paper No. 24233*.
- Harashima, Taiji (2012a) "Sustainable Heterogeneity as the Unique Socially Optimal Allocation for Almost All Social Welfare Functions," *MPRA (The Munich Personal RePEc Archive) Paper No. 40938*.
- Harashima, Taiji (2012b) "A Theory of Intelligence and Total Factor Productivity: Value Added Reflects the Fruits of Fluid Intelligence," *MPRA (The Munich Personal RePEc Archive) Paper No. 43151*.
- Harashima, Taiji (2014) "Sustainable Heterogeneity in Exogenous Growth Models: The Socially Optimal Distribution by Government's Intervention," (2014) *Theoretical and Practical Research in Economic Fields*, Vol. 5, No. 1, pp. 73-100.
- Harashima, Taiji (2020a) "The Correlation between Time Preference and Incomes Is Spurious: They Are Bridged by Fluid Intelligence," *Journal of Applied Economic Sciences*, Vol. 15, No. 1, pp. 107-123.
- Harashima, Taiji (2020b) "Preventing Widening Inequality: Economic Rents and Sustainable Heterogeneity," *MPRA (The Munich Personal RePEc Archive) Paper No. 103377*.
- Harashima, Taiji (2020c) "Rethinking the Ability-to-Pay and Equal Sacrifice Principles of Taxation: An Alternative Rationale for a Progressive Income Tax," *MPRA (The Munich Personal RePEc Archive) Paper No. 102937*.
- Heidhues, Paul and Botond Köszegi (2010) "Exploiting Naivete about Self-Control in the Credit Market," *American Economic Review*, Vol. 100, No. 5, pp. 2279-2303.
- Koszegi, Botond (2014) "Behavioral Contract Theory," *Journal of Economic Literature*, Vol. 52, No. 4, pp. 1075-1118.
- Laibson, David and Xavier Gabaix (2004) "Competition and Consumer Confusion," *Econometric Society 2004 North American Summer Meetings* 663, Econometric Society.
- Raven, John Carlyle. (1962). *Advanced Progressive Matrices: Sets I and II*, H. K. Lewis, London.
- Raven, J., John Carlyle Raven and J. H. Court, (1998) *Manual for Raven's Progressive Matrices and Vocabulary Scales. Section 1: General Overview*. Harcourt Assessment, San Antonio, TX.
- Snow, Richard E., Patrick C. Kyllonen and Brachia Marshalek. (1984) "The Topography of Ability and Learning Correlations," in Sternberg, Robert J. ed. *Advances in the Psychology of Human Intelligence Vol. 2*, Erlbaum, Hillsdale, NJ.

